

山梨県公報

第二千八百四十五号

平成三十年

十二月六日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………五八三
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………五八三

公告

- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(四件)……………五八三
- 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出……………五八六
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………五八六
- 国土調査の成果の認証……………五八七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五八七

告示

山梨県告示第三百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
上野原市上野原字鳥居ノ前一七〇九番一地从先から 上野原市上野原字鳥居ノ前一七〇八番地先	旧	七・二 七・二	二四・三

まで

新 八・五
八・五

二四・三

山梨県告示第三百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称 中央市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業 四・四・四号 中央市総合防災公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年十一月三十日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 取用の部分 平成二十九年山梨県告示第三百六十八号の事業地のうち、山梨県中央市大字布施字壺丁田、大字山ノ神字居村及び大字白井阿原字上河原の各地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分 なし

公告

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一五八、一三 五三の二一八	橋本弘次、橋本武夫

甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一六五	芦澤和江
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一六六	山内誠一、有限会社山園
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一六八	荒井勲
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一七六	飯田節子
甲府市下帯那町字堂ノ山一三五三の一八一	赤尾よし
甲府市竹日向町字松寿子一四〇三	千野なかの、千野英作、千野益雄、千野重春、千野正睦、千野豊隆、千野友芳、千野良知
甲府市竹日向町字松寿子一四〇九の一、一四〇九の三、一四〇九の四	天草靖夫

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月九日農林水産省告示第二千二百

十号

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定

により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町白須字大原八五一五の一	斉藤侘子
北杜市白州町白須字大原八五一六の一	西中山とき
北杜市白州町白須字大原八五一七の一、八五一七の五	山田彦太郎
北杜市白州町白須字大原八五一七の三、八五一七の六から八五一七の八まで	森本たまへ
北杜市白州町白須字大平九二二〇	江口ちずる
北杜市白州町白須字大平九二二六の一	伏見みちゑ
北杜市白州町白須字大平九二二七の一から九二二七の四まで	池田光博

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月九日農林水産省告示第二千二百

七号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鯉沢字山居二八二一	依田真知
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三八七〇の二、三八七〇の三	高野義一
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三八七二の二	前嶋弥一
南巨摩郡富士川町柳川字直路沢三二の一	柳澤克彦

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月九日農林水産省告示第二千二百十四号

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置く

て縦覧に供する。〕

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の八五	小林松太郎、長田市太郎、長田孫平、長田六衛、天野啓太郎、天野小三郎、天野竹治、天野文雄
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一四〇	天野兼介
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の五五五、二一九七の五五七	小林松太郎、長田市太郎、長田孫平、長田鶴吉、長田六衛、天野啓太郎、天野小三郎、天野竹治、天野文雄

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月十一日農林水産省告示第二千二百三十二号

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

● 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韮崎市若宮二丁目千二百二十五番一外
- 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	山梨県韮崎市若宮二丁目千二百八十八番一外	山梨県韮崎市若宮二丁目千二百二十五番一外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆 東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

3 変更の年月日 平成二十一年六月十八日外

三 届出年月日 平成三十年十一月十九日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年四月八日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚孝之	東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称 (仮称) ドン・キホーテ甲府店
- 2 所在地 山梨県甲府市国母六丁目六百十七番三外
- 三 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成三十年五月七日

四 意見の概要

- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項
- (一) 駐車場の位置及び構造等 駐車場の出口の位置を現況より西側に変更するか、道路管理者と協議の上、中央分離帯を撤去することにより、来客車両による交通事故の発生を未然に防止するよう対応を図ること。
- (二) 経路の設定等
- (1) 複数の退店経路を設定することにより、来客車両の集中を分散させること。
- (2) 駐車場の入口には出庫禁止を、また、出口には入庫禁止を記載した案内看板や路面標示を設置するとともに、交通整理員の配置など、適切な方法により来客等へ周知すること。
- 2 防災・防犯対策への協力 駐車場内の出入口や死角となる場所へも防犯カメラを

設置することにより、防犯・非行防止に配慮した構造及び設備とすること。併せて、特に深夜・早朝において警備員等による駐車場の定期的な巡回を行い、適切に管理すること。

五 意見を述べた日 平成三十年十一月二十一日

六 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

七 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年一月七日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査を行った者の名称 甲府市

二 調査を行った時期 平成二十八年五月十二日から平成三十年三月三十一日まで

三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 甲府市羽黒町、山宮町及び湯村三丁目の各一部

五 認証年月日 平成三十年十一月二十九日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市龍岡町下條南割字石宮九百九十五の三百五十四から九百九十五の三百五十六まで及び九百九十五の四百七十六から九百九十五の四百八十まで並びに水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路、水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都江東区冬木十四番五号 株式会社ニヤクコーポレーション 代表取締役 堀江浩太

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番